

道央廃棄物処理組合証人等に対する実費弁償に関する条例をここに公布する。

平成26年4月11日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合条例第18号

道央廃棄物処理組合証人等に対する実費弁償に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令の規定に基づき出頭又は参加した証人、関係人等に対して支給する実費弁償に関し必要な事項については、千歳市証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和31年千歳市条例第24号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。